

東総R02-014号
令和2年8月21日

原子力規制委員会殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギー・システムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守

核燃料物質等保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、令和2年7月16日付け東総R02-003号をもって申請しました東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所 核燃料物質等保安規定（N28-2）について、別紙のとおり一部補正いたします。

記

東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所
核燃料物質等保安規定（N28-2）

以上

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東芝エネルギー・システムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守

2. 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所
所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

3. 補正の理由

核燃料物質等保安規定変更認可申請書（令和2年7月16日付け東総R02-003号）の記載内容に管理区域外への物品持出しと事業所内外の運搬の条文を追加するため。

4. 補正の内容

- (1) 「管理区域外への物品持出し基準等」条文を追加。
- (2) 「事業所内運搬」条文を追加。
- (3) 「事業所外における運搬」条文を追加。

補正の詳細を別添「新旧対照表」に示す。

5. 施行日

原子力規制委員会の認可の日以降の所長が定める日から施行する。

以上

新 旧 対 照 表

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 核燃料物質等保安規定（N28-2）補正申請 新旧対照表

旧（補正前）	新（補正後）	変更理由
目 次	目 次	
第1章第1条～第4章第20条（省略）	第1章第1条～第4章第20条（変更なし）	
第5章 放射線管理	第5章 放射線管理	
第21条 管理区域等の設定	第21条 管理区域等の設定	
第22条 管理区域等への立ち入り制限	第22条 管理区域等への立ち入り制限	
第23条 一時管理区域	第23条 一時管理区域 <u>第23条の2 管理区域外への物品持出し基準等</u> <u>第23条の3 事業所内運搬</u> <u>第23条の4 事業所外における運搬</u>	条文の追加
第24条 管理区域に立ち入る者の遵守事項	第24条 管理区域に立ち入る者の遵守事項	
第6章第25条～第13章第50条（省略）	第6章第25条～第13章第50条（変更なし）	

第1章第1条～第4章第20条（省略）	第1章第1条～第4章第20条（変更なし）	
第5章 放射線管理	第5章 放射線管理	
(管理区域等の設定)	(管理区域等の設定)	
第21条 (省略)	第21条 (変更なし)	
(管理区域等への立ち入り制限)	(管理区域等への立ち入り制限)	
第22条 (省略)	第22条 (変更なし)	
(一時管理区域)	(一時管理区域)	
第23条 (省略)	第23条 (変更なし)	
(管理区域外への物品持出し基準等)	第23条の2 放管長は、管理区域から持ち出す物品について、次の各号の測定をしなければならない。	条文の追加
	(1) 核燃料物質等（核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたもの）を封入した容器について、表面密度及び線量当量率	
	(2) その他の物品について、表面密度	
2 放管長は、前項の測定の結果次の各号に掲げる値を超える場合には持ち出しを許可してはならない。		
	(1) 表面密度については、表面密度限度の10分の1	
	(2) 線量当量率については、容器の表面において2ミリシーベルト毎時、容器の表面から1メートルの距離において100マイクロシーベルト毎時	

	<p>(事業所内運搬)</p> <p>第23条の3 放管長は、事業所内の管理区域外において核燃料物質等を運搬しようとする者に、前条の規定に加え、次の各号に掲げる措置を講じさせなければならない。</p> <p>(1) 危険物との混載の禁止、転倒・転落の防止、汚染の拡大防止、被ばく防止その他の保安上必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器は、各辺10cm以上であって、安全かつ容易に取り扱うことができ、運搬中に予想される温度、内圧の変化、振動等による亀裂、破損等が生じるおそれのないように措置を講じること。</p> <p>(3) 運搬に関する関係法令に定める標識をつけること。</p> <p>(4) 運搬経路において見張人の配置等により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを禁止すること。</p> <p>(5) 車両による運搬の場合は、当該車両を徐行させること。</p> <p>(6) 運搬しようとする核燃料物質等の取扱いに關し、知識、経験を有する者に監督させること。</p> <p>2 核燃料物質によって汚染されたものであって、規則第2条の11の10第1項第2号イ又はロに該当する場合は、容器に封入することを要しない。</p> <p>3 本条第1項第2号から第6号までの規定は、管理区域内においての運搬には、適用しない。</p>	条文の追加
--	--	-------

4 放管長は、核燃料物質等の運搬中において転倒、落下等の異常が発生した場合は、周囲の者に知らせるとともに立入制限、線量当量率の測定等の応急措置を講じ、主務者、管理担当部長並びにN28・2 担当部長に報告しなければならない。

5 前項の報告を受けた者は、放管長及び管理区域責任者と協議の上、保安に必要な措置を講じなければならない。

(事業所外における運搬)

第23条の4 放管長又は管理区域責任者は、事業所外において核燃料物質等を運搬しようとするときは、法第59条に定めるところに従って行わなければならない。

条文の追加

(管理区域に立ちに入る者の遵守事項)

第24条 (省略)

第6章第25条～第13章第50条 (省略)

第1図～第3図 (省略)

第1表～第7表 (省略)

(管理区域に立ちに入る者の遵守事項)

第24条 (変更なし)

第6章第25条～第13章第50条 (変更なし)

第1図～第3図 (変更なし)

第1表～第7表 (変更なし)